

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 5 月 14 日
東京都港区新橋三丁目 11-8
株式会社オーケーウェブ

2026年5月14日

東京都港区新橋三丁目11-8
株式会社オーケーウェブ
代表取締役社長 杉浦 元

当社は、2026年6月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、JINEN株式会社（以下、「JINEN社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項7（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）株式交換完全子会社の最終事業年度の末尾後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- (1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末尾後に生じた財産の処分等

該当事項はありません。

7. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

(別紙 1) 株式交換契約の内容 (会社法第 794 条第 1 項)

株式交換契約書

株式会社オーケーウェブ (以下「甲」という。) と JINEN 株式会社 (以下「乙」という。) とは、次のとおり株式交換契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」という。) を行う。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号：株式会社オーケーウェブ

住所：東京都港区新橋 3 丁目 11-8 オーイズミ新橋第 2 ビル 702

(2) 乙 (株式交換完全子会社)

商号：JINEN 株式会社

住所：東京都中央区日本橋富沢町 9 番 4 号 THEE. A. S. T. 1 階

第3条 (株式交換に際して割当交付する株式)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式 (ただし、甲が保有する乙の発行済株式は除く。) の全てを取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された株主 (ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。) に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に 76.95 を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して行われる前項の対価の割当てについて、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 76.95 株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 0 円

(2) 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金 0 円

第5条 (株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2026 年 6 月 30 日とする。ただし、本株式交換の手の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

第6条 (株式交換契約の承認決議)

1. 乙は、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会を 2026 年 5 月 14 日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項に定めに従い簡易株式交換による方法で本株式交換の手続を履践するものとし、取締役会を 2026 年 5 月 14 日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項の定めにかかわらず、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主

総会又は取締役会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 次条に従い本契約が解除された場合
- (3) 本株式交換に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

第10条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2026年5月14日

甲：東京都港区新橋3丁目11-8
オーイズミ新橋第2ビル702
株式会社オーケーウェブ
代表取締役社長 杉浦 元

乙：東京都中央区日本橋富沢町9番4号
THEE. A. S. T. 1階
JINEN 株式会社
代表取締役社長 本嶋崇志（藤田崇志）

(別紙 2) 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 1 号)

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社オーケーウェブ (完全親会社)	JINEN 株式会社 (完全子会社)
株式交換比率	76.95	1
株式交換により交付する株式数	769,500 株 (予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

JINEN 社の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 76.95 株を割り当てます。当社は本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式 769,500 株を発行する予定です。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率 (以下、「本株式交換比率」といいます。) は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

2. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式 (100 株未満) を保有することとなる JINEN の株主については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

3. 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額を JINEN 社の株主に対して支払います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社 (以下、「算定機関」といいます。) に当社及び JINEN 社の株式価値、及び、株式交換比率算定を依頼いたしました。

算定機関は、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が名古屋証券取引所ネクスト市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法 (算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために 2026 年 5 月 13 日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か月、3 か月、6 か月の各期間の株価終値の単純平均値) を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の 1 株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果 (円)
市場株価法	39 ~ 41

また、JINEN 社の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることから、DCF (ディスカウント・キャッシュ・フロー) 法による算定を採用いたしました。算定にあたっては、JINEN 社が作成した 2027 年 5 月期から 2029 年 5 月期までの財務予測を基礎として将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率により現在価値へ割引引くことで企業価値を評価しております。

なお、当該財務予測には大幅な増益を見込む事業年度が含まれております。具体的には、コミュニティ形成支援、コミュニティマネジメント及び関連する DX 支援等の需要拡大を背景として、案件数の増加および提供サービスの高度化に伴う売上高の増加を見込んでおります。また、プロジェクト運営の効率化や業務プロセスの見直し等を通じて収益性の改善を図ることにより、利益水準の向上を見込んでおります。

一方で、当該財務予測は過去実績と比較して高い成長を前提とするものであり、将来の達成確度には不確実性が認められることから、本評価においては当該不確実性を考慮し、将来収益について一定の保守的な補正を行っております。具体的には、事業が立上げ段階にあることによる収益の変動性や事業基盤の未成熟性等を踏まえ、計画値に対して達成確度（約 50%）を前提とした補正を反映しております。

また、本株式交換の実施により期待されるシナジー効果については、現時点において収益への影響を合理的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

算定機関が DCF 法に基づき算定した、JINEN 社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
DCF 法	2,980 ～ 3,642

上記より当社の普通株式 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果	
DCF 法	72.68 ～ 93.39

算定機関は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

②算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、算定機関が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

算定機関は、当社及び JINEN 社の関連当事者には該当せず、当社及び JINEN 社との間で重要な利害関係を有しません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及び JINEN 社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び JINEN 社は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- (1)増加する資本金の額 金 0 円
- (2)増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3)増加する利益準備金の額 金 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

以上

(別紙3) 株式交換完全子会社である JINEN 社の最終事業年度に係る計算書類等の内容 (会社法施行規則第 193 条第 3 号イ)

貸借対照表

令和 7 年 5 月 31 日 現在

JINEN株式会社

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	15,629,800	【流動負債】	5,264,925
現金及び預金	12,196,744	買掛金	1,594,397
売掛金	3,279,056	短期借入金	1,552,378
貸倒引当金	-19,000	未払金	403,130
前払費用	173,000	未払費用	739,540
【固定資産】	7,179,670	未払法人税等	344,900
【有形固定資産】	604,740	未払消費税等	566,200
工具器具備品	428,340	預り金	64,380
一括償却資産	176,400	【固定負債】	15,185,000
【無形固定資産】	4,395,748	長期借入金	15,185,000
ソフトウェア	4,395,748	負債の部合計	20,449,925
【投資その他の資産】	2,179,182	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,100,000	【株主資本】	2,359,545
長期前払費用	79,182	資本金	1,000,000
		利益剰余金	1,359,545
		その他利益剰余金	1,359,545
		繰越利益剰余金	1,359,545
		(うち当期純利益金額)	1,165,698
		純資産の部合計	2,359,545
資産の部合計	22,809,470	負債及び純資産合計	22,809,470

損益計算書

自 令和 6年 6月 1日
至 令和 7年 5月31日

JINEN株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	31,148,455	
売 上 高 合 計		31,148,455
【売上原価】		
外 注 費 (原 価)	8,766,774	
合 計	8,766,774	
売 上 原 価		8,766,774
売 上 総 利 益 金 額		22,381,681
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		20,958,175
営 業 利 益 金 額		1,423,506
【営業外収益】		
受 取 利 息	7,062	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,800	
雑 収 入	207,600	
営 業 外 収 益 合 計		220,462
【営業外費用】		
支 払 利 息	132,293	
営 業 外 費 用 合 計		132,293
経 常 利 益 金 額		1,511,675
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,511,675
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		345,977
当 期 純 利 益 金 額		1,165,698

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 6年 6月 1日
至 令和 7年 5月31日

JINEN株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	2,400,000
給 料 手 当	2,624,850
法 定 福 利 費	438,721
広 告 宣 伝 費	410,000
接 待 交 際 費	2,335,008
会 議 費	1,474,577
旅 費 交 通 費	4,015,614
通 信 費	730,008
消 耗 品 費	381,794
新 聞 図 書 費	12,732
諸 会 費	6,725
支 払 手 数 料	252,608
地 代 家 賃	2,076,000
賃 借 料	326,223
租 税 公 課	691,200
支 払 報 酬 料	1,614,245
減 価 償 却 費	782,212
長 期 前 払 費 用 償 却	216,658
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,000
雑 費	150,000
販売費及び一般管理費合計	20,958,175

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 6月 1日
至 令和 7年 5月31日

JINEN株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		1,000,000
	当期末残高		<u>1,000,000</u>
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		193,847
	当期変動額	当期純利益金額	1,165,698
	当期末残高		<u>1,359,545</u>
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		193,847
	当期変動額		<u>1,165,698</u>
	当期末残高		<u>1,359,545</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高		1,193,847
	当期変動額		<u>1,165,698</u>
	当期末残高		<u>2,359,545</u>
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		1,193,847
	当期変動額		<u>1,165,698</u>
	当期末残高		<u>2,359,545</u>

以上